

昭和二十八年運輸省令第五十一号

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法施行規則を次のように定める。

(規格)

第一条 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号。以下「法」という。）第二条の規格は、次のとおりとする。

- 一 総トン数四千五百トン以上であること。
- 二 満載航海速度十二ノット以上であること。
- 三 液化天然ガス運搬船（専らばら積み）の液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。以下同じ。）以外の船舶にあつては、船橋に設置された主機の遠隔操縦装置その他の船内作業の省力化に著しい効果がある設備を有すること。

(対象融資)

第二条 法第二条の対象融資は、コンテナ船（専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶をいう。以下同じ。）及び液化天然ガス運搬船については船舶の建造価額以内の額、コンテナ船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶については船舶の建造価額の八割五分以内の額で当該船舶に係る第四条第四項の通知を受けた会社が同条第五項の規定により申請した場合の当該申請に係る各金融機関との融資とする。ただし、当該船舶が造船事業者から引き渡された日から二月を経過した日以後になされた融資は、含まないものとする。

2 前項の船舶の建造価額は、造船契約により定められた船舶の建造代価とする。ただし、造船契約により船舶の建造代価が法第二条の契約の締結の申請及び申込の後に定められることとされているときは、船舶の建造代価について造船契約に定められた範囲内において、運輸大臣が認定する額とする。

(予定しゅん工日前の融資残高の計算方法)

第三条 予定しゅん工日前の期間についての融資残高は、第五条の申込書に記載された融資の日及び額に従つて融資が行なわれたものとして計算するものとする。

(契約申請)

第四条 法第二条の申請をしようとする会社は、運輸大臣の定める日までに、当該申請に係る船舶について、次に掲げる事項の概要を記載した船舶建造計画書を運輸大臣に提出するものとする。

- 一 船種
 - 二 総トン数
 - 三 載貨重量トン数
 - 四 主要寸法
 - 五 満載航海速度
 - 六 乗組員数
 - 七 予定契約船価
 - 八 予定工事工程
 - 九 就航予定航路又は就航予定地域
 - 十 主なる予定貨物
 - 十一 長期の積荷保証契約がある場合には、その荷主、期間、輸送量及び運賃
 - 十二 長期の傭船契約がある場合には、その傭船者、期間及び傭船料
- 2 前項の船舶建造計画書を提出した会社は、当該船舶の建造の計画が確定したときは、直ちに、当該船舶について、前項各号に掲げる事項の細目を記載した船舶建造計画明細書に、次に掲げる書類を添え運輸大臣に提出するものとする。

一 造船契約書の写

二 航海計算書

三 船舶経費計算書

四 運航採算計算書

五 海運国際収支改善効果計算書

3 前項第二号から第五号までに掲げる書類の様式は、別に告示で定める。

4 運輸大臣は、第一項の船舶建造計画書及び第二項の船舶建造計画明細書による船舶の建造の計画が法第一条の目的に適合すると認めるときは、遅滞なく、当該船舶建造計画書及び船舶建造計画明細書を提出した会社に対し、当該船舶の建造に係る日本政策投資銀行及び一般金融機関の融資について法第二条の申請をすることができる旨通知するものとする。この場合において、当該船舶建造計画書及び船舶建造計画明細書に係る船舶の建造価額について第二条第二項ただし書の規定により認定を行ったときは、その認定した額を合わせて通知するものとする。

5 前項の通知を受けた会社は、様式第一の申請書を運輸大臣に提出することができる。

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 日本政策投資銀行の融資承諾書及び一般金融機関の融資確約書の写
- 二 船舶要目書（様式第二）
- 三 契約船価内訳書（様式第三）

- 四 造船契約書の写
- 五 外航船舶建造融資利子補給金計算書（様式第四）
- 7 第五項の申請書を提出した会社は、前項の添付書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に報告するものとする。
- （契約申込）
- 第五条 運輸大臣と法第二条の契約を結ぼうとする日本政策投資銀行及び一般金融機関は、様式第五の申込書に、様式第四（その二）及び様式第六の書類を添え運輸大臣に提出するものとする。
- （契約締結）
- 第六条 運輸大臣は、第四条第五項の申請書及び前条の申込書を受理したときは、当該申請及び申込に関し充分な調査を行い、妥当と認めたときは、遅滞なく、当該契約を締結するものとする。
- （船舶受取報告）
- 第七条 法第二条の契約に係る融資を受けた会社は、造船事業者から当該契約に係る船舶の引渡を受けたときは、当該引渡の場所を管轄する地方運輸局長（海運監理部長を含むものとし、当該引渡の場所が本邦以外の場所である場合にあっては、当該場所を管轄する領事官とする。）の証明を添えて、その日から十日以内にその旨を運輸大臣に報告するものとする。
- 2 法第二条の契約に係る融資を受けた会社が、当該契約に係る船舶の引渡を受けたときは、その日から二箇月以内に、左に掲げる報告書を運輸大臣に提出するものとする。この場合において、第三号に掲げる報告書にあつては、告示で定める確定速力算出明細書を、第五号に掲げる報告書にあつては、仕様の変更を明示した完成図面を添付するものとする。
- 一 確定建造船舶報告書（様式第七）
- 二 乗出費用明細報告書（様式第八）
- 三 確定速力、確定重量トン数及び確定就航航路報告書（確定速力は、告示で定める要領により算出したものを記入すること。）
- 四 建造資金受払明細報告書（様式第九）
- 五 変更した仕様の概要報告書
- 3 前項第五号の報告書には、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 変更した仕様の項目及びその概要
- 二 項目ごとの変更理由
- 三 項目ごとの変更時期
- 四 項目ごとの変更に伴い必要となる経費又は不必要となる経費の額
- 五 変更した仕様に伴い第四条第六項第二号の船舶要目書に記載した契約船舶に変更があつたときは、その額及び内訳
- （利子補給金の限度額及び支給額の計算方法）
- 第七条の二 法第五条第一項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合及び法第七条の規定により利子補給金の支給額を計算する場合は、これらの規定の適用に係る期間における融資残高の存する日数に一日当たりの利子補給率を乗じてするものとする。
- 2 法第五条第二項の規定による利子補給率は、年当たりの率として告示で定めるものとし、当該利子補給率は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの率とする。
- （単位期間）
- 第八条 法第七条の単位期間は、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- （利子補給金の請求）
- 第九条 政府に利子補給金を請求しようとする日本政策投資銀行及び一般金融機関は、各単位期間終了後一月以内（法第二条の契約の締結の遅延その他運輸大臣が正当な事由があると認めたときは、その定める日まで）に、様式第十の外航船舶建造融資利子補給金請求書を運輸大臣に提出するものとする。
- （利子補給金の支給）
- 第十条 運輸大臣は、前条の請求書の提出があつた日から二月以内に、当該請求書に係る利子補給金を支給するものとする。ただし、法第二条の契約に係る融資を受けた会社であつてその決算期の末日が当該請求書に係る単位期間の末日であるものに係る利子補給金については、当該請求書の提出があつた日から三月以内に支給するものとする。
- （積立金充当対象船舶）
- 第十条の二 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号。以下「令」という。）第四条第一項第四号の運輸省令で定める船舶は、外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶をいう。）であつて、その建造につき日本政策投資銀行及び一般金融機関がともに資金を融通するもの（以下「積立金充当対象船舶」という。）とする。
- （費用として計上することができるとする引当金等）
- 第十一条 令第四条第二項第四号の運輸省令で定める引当金勘定又は準備金勘定は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める引当金勘定
- 二 事業税引当金勘定
- 三 事業所税引当金勘定
- 四 租税特別措置法に定める準備金を積み立てる準備金勘定
- 2 令第四条第二項第四号の運輸省令で定める金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 固定資産の減価償却額に相当する金額については、当該固定資産について、法人税法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額（租税特別措置法の規定の適用がある場合には、同法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額）

二 圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を減額する額に相当する金額については、当該固定資産について、法人税法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額と租税特別措置法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額との合計額

三 前項第一号に掲げる引当金勘定（退職給付引当金勘定を除く。）に繰り入れるための金額については、同号の引当金勘定の区分に応じ、法人税法及び租税特別措置法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額

四 退職給付引当金勘定に繰り入れるための金額については、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第六十六条第一号イに掲げる金額の百分の五十に相当する金額から、当該決算期の終了の時における当該決算期前の決算期から繰り越された退職給付引当金勘定の金額を控除した金額

五 事業税引当金勘定に繰り入れるための金額については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十五第一項若しくは第六項又は第七十二条の二十八第一項若しくは第三項の規定により提出した申告書に記載した事業税の額に相当する金額

六 事業所税引当金勘定に繰り入れるための金額については、地方税法第七百一条の四十六第一項又は第三項の規定により提出した申告書に記載した事業所税の額に相当する金額

七 前項第四号に掲げる準備金勘定に積み立てるための金額については、同号の準備金勘定の区分に応じ、租税特別措置法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額

（費用として計上しなかつたものとされた引当金等の費用計算等）

第十二条 令第四条第二項第六号の運輸省令で定める経理は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当該固定資産の売却益その他の処分益又は売却損その他の処分損の計上

二 当該固定資産の前条第二項第一号の金額に達しない減価償却額に相当する金額の費用への計上

三 当該固定資産について令第四条第二項第四号に該当することとなつた費用の計上を修正するための収益の計上

四 当該引当金勘定又は準備金勘定の金額の取崩し

2 令第四条第二項第六号の運輸省令で定める金額は、同項第四号の固定資産、引当金勘定又は準備金勘定の区分に応じ、同項第四号又は第五号の規定により当該決算期前の各決算期に係る決算においてそれぞれ費用として計上しなかつたものとされた金額の合計額（同項第六号の規定により当該決算期前の各決算期に係る決算においてそれぞれ費用として計上したものとされた金額がある場合には、その金額の合計額を控除した金額）の範囲内で次の各号に掲げる金額とする。

一 前項第一号に掲げる経理をした場合には、当該固定資産について令第四条第二項第四号の規定により当該決算期前の各決算期に係る決算において費用として計上しなかつたものとされた金額の合計額

二 前項第二号に掲げる経理をした場合には、前条第二項第一号の金額から当該決算期に係る費用に計上した金額を控除した金額

三 前項第三号に掲げる経理をした場合には、当該収益の計上額に相当する金額

四 前項第四号に掲げる経理をした場合には、その取り崩した金額に相当する金額

（船舶建造積立金の充当）

第十二条の二 令第四条第四項第一号の運輸省令で定める期間は、三年とする。

2 令第四条第四項第一号の運輸省令で定める金額は、同号の船舶建造積立金の額に相当する金額から、その積立てを行つた決算期の終了の日から前項の期間を経過した日までの間に積立金充当対象船舶の建造に要する自己資金（積立金充当対象船舶の建造価額に相当する金額から当該積立金充当対象船舶の建造のために金融機関その他の者から融通された資金の額に相当する金額を控除した金額（当該積立金充当対象船舶の建造価額の二割に相当する金額以下の金額に限る。）をいう。以下同じ。）として支出した金額を控除した金額とする。ただし、積立金充当対象船舶の建造に要する自己資金として支出した金額の累計額が、会社の所有する積立金充当対象船舶の建造価額の合計額の二割に相当する金額を超える場合には、その超える金額を、当該自己資金として支出した金額を限度として当該控除した金額に加算した金額とする。

（会社の報告）

第十三条 法第二条の契約に係る融資を受けた会社は、日本政策投資銀行又は一般金融機関が利子補給金の支給を受けることとなつていない単位期間の終了後十五日以内に、当該単位期間における当該融資の償還状況に係る償還状況報告書（様式第十一）を運輸大臣に提出するものとする。

2 法第十条第一項の会社は、毎決算期終了後三月以内に、当該決算期に係る決算計上利益等報告書（様式第十二）を運輸大臣に提出するものとする。

3 船舶建造積立金を積み立てた会社は、その積立てを行つた決算期から当該決算期の終了の日以後三年を経過した日を含む決算期までの毎決算期終了後三月以内に、その積立てを行つた決算期に係る船舶建造積立金報告書（様式第十二の二）を運輸大臣に提出するものとする。

（合併等の承認）

第十四条 法第十条第一項の会社は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。

一 合併

二 営業の譲渡又は譲受

（資本金額の増加又は減少の報告等）

第十五条 法第十条第一項の会社は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ運輸大臣に報告しなければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる事項でそれぞれ当該各号の額が十億円未満である場合におけるものであつて運輸大臣が定めるものについては、事後において、四半期ごとに、その内容について報告すれば足りる。

一 資本金額の増加又は減少

二 固定資産の取得、改造又は売却、交換その他の処分（固定資産の取得又は改造にあつては対価の額、固定資産の売却又は交換にあつては当該処分に係る固定資産の帳簿価額又は対価の額のうちいずれが多い額、その他の処分にあつては当該処分に係る固定資産の帳簿価額がそれぞれ一億円以上である場合におけるものであつて運輸大臣が定めるものに限る。）

三 投資又は長期資金の貸付け（それぞれ金額が一億円以上である場合におけるものであつて運輸大臣が定めるものに限る。）

四 債務保証、専ら他人のためにする連帯債務の負担、他人の債務を担保するための質権若しくは抵当権の設定又は他人の債務の担保の用に供するためにする有価証券の貸付け（債務保証又は専ら他人のためにする連帯債務の負担にあつてはその債務の額、他人の債務を担保するための質権の設定にあつては質権の目的物の帳簿価額又は被担保債権の額のうちいずれが多い額、他人の債務を担保するための抵当権の設定にあつては被担保債権の額、他人の債務の担保の用に供するためにする有価証券の貸付けにあつてはその有価証券の帳簿価額がそれぞれ一億円以上である場合におけるものであつて運輸大臣が定めるものに限る。）

五 利益の配当及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配

2 法第十条第一項の会社は、毎決算期終了後三月以内に左に掲げる書類を運輸大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表

イ 損益計算書

ロ 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

ハ 貸借対照表

ニ 附属明細表

(1) 海運業収益及び費用明細表

(2) 有価証券明細表

(3) 有形固定資産明細表

(4) 無形固定資産明細表

(5) 関係会社有価証券明細表

(6) 関係会社出資金明細表

(7) 関係会社貸付金明細表

(8) 社債明細表

(9) 長期借入金明細表

(10) 関係会社借入金明細表

(11) 資本金明細表

(12) 資本剰余金明細表

(13) 利益準備金及び任意積立金明細表

(14) 減価償却費明細表

(15) 引当金明細表

二 船舶収支明細表

三 船員費明細表

四 従業員給与明細表

五 役員報酬明細表

六 借入金支払利息明細表

七 設備資金借入金明細表

八 船舶減価償却費明細表

九 所有船腹明細表

3 前項第一号に掲げる書類は、運輸大臣が告示する財務諸表準則の定めるところにより、前項第二号から第九号までに掲げる書類は、別に告示で定める様式により作成しなければならない。

(証票)

第十六条 法第十四条第二項に規定する職員の身分を示す証票の様式は、様式第十三の通りとする。

第十八条 法附則第五項の規定による利子補給金の支給は、特定単位期間ごとに、同項に規定する額を、それぞれ、同項に規定する各年度における当該特定単位期間に充当する特定単位期間においてするものとする。

(法附則第八項の規定による交付金の交付)

2 法附則第八項の規定による同項第二号に掲げる交付金の交付は、同号に掲げる各年度における各特定単位期間においてするものとする。

(法附則第八項の規定による交付金の請求)

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

第一
条の規定にかかわらず、左の通りとする

4 外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律附則第一項本文の規定により法第二条又は法第十九条の規定を適用して結ばれる契約については、第三条の規定は、同条中「融資仮契約書」

は、「融資契約書」と読み替えて適用するものとする。

昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの期間中に日本開発昭和六十年六月一日から同年十一月三十日まで

銀行と結ばれた契約の期間

昭和六十年十二月一日から昭和六十一年四月三十一日までの期間終了後二十一日を経過した日から

十日までの期間
までの期間
から一月以内

昭和六十一年五月一日から同年十月三十一日まで
五月一日から十月三十一日までの
単位期間終了後十五日を経過した日から

期間	1月以内	1月以上2月以内	2月以上3月以内	3月以上4月以内	4月以上5月以内	5月以上6月以内	6月以上7月以内	7月以上8月以内	8月以上9月以内	9月以上10月以内	10月以上11月以内	11月以上12月以内	12月以上13月以内	13月以上14月以内	14月以上15月以内	15月以上16月以内	16月以上17月以内	17月以上18月以内	18月以上19月以内	19月以上20月以内	20月以上21月以内	21月以上22月以内	22月以上23月以内	23月以上24月以内	24月以上25月以内	25月以上26月以内	26月以上27月以内	27月以上28月以内	28月以上29月以内	29月以上30月以内	30月以上31月以内	31月以上32月以内	32月以上33月以内	33月以上34月以内	34月以上35月以内	35月以上36月以内	36月以上37月以内	37月以上38月以内	38月以上39月以内	39月以上40月以内	40月以上41月以内	41月以上42月以内	42月以上43月以内	43月以上44月以内	44月以上45月以内	45月以上46月以内	46月以上47月以内	47月以上48月以内	48月以上49月以内	49月以上50月以内	50月以上51月以内	51月以上52月以内	52月以上53月以内	53月以上54月以内	54月以上55月以内	55月以上56月以内	56月以上57月以内	57月以上58月以内	58月以上59月以内	59月以上60月以内	60月以上61月以内	61月以上62月以内	62月以上63月以内	63月以上64月以内	64月以上65月以内	65月以上66月以内	66月以上67月以内	67月以上68月以内	68月以上69月以内	69月以上70月以内	70月以上71月以内	71月以上72月以内	72月以上73月以内	73月以上74月以内	74月以上75月以内	75月以上76月以内	76月以上77月以内	77月以上78月以内	78月以上79月以内	79月以上80月以内	80月以上81月以内	81月以上82月以内	82月以上83月以内	83月以上84月以内	84月以上85月以内	85月以上86月以内	86月以上87月以内	87月以上88月以内	88月以上89月以内	89月以上90月以内	90月以上91月以内	91月以上92月以内	92月以上93月以内	93月以上94月以内	94月以上95月以内	95月以上96月以内	96月以上97月以内	97月以上98月以内	98月以上99月以内	99月以上100月以内	100月以上																																																																																																																																																																																																															
での期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308

昭和六十一年十一月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間終了後十月を経過した日から一	昭和六十一年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間終了後十月を経過した日から一
--	---

[illegible]

昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの期間中に一投金融	昭和六十一年七月一日から同手十二月三十一日まで	七月一日から十二月三十一日まで	単立期間終了後二十五ヶ月を経過した日
-------------------------------------	-------------------------	-----------------	--------------------

[illegible][illegible]

昭和六十一年一月一日から同年六月三十日まで	昭和六十一年一月一日から六月三十日まで	昭和六十一年一月一日から六月三十日まで
単位：月間	単位：月間	単位：月間
一人	一人	一人
一月間	一月間	一月間

日付	事項	金額
1月1日	1月1日	100.00
1月2日	1月2日	100.00
1月3日	1月3日	100.00
1月4日	1月4日	100.00
1月5日	1月5日	100.00
1月6日	1月6日	100.00
1月7日	1月7日	100.00
1月8日	1月8日	100.00
1月9日	1月9日	100.00
1月10日	1月10日	100.00
1月11日	1月11日	100.00
1月12日	1月12日	100.00
1月13日	1月13日	100.00
1月14日	1月14日	100.00
1月15日	1月15日	100.00
1月16日	1月16日	100.00
1月17日	1月17日	100.00
1月18日	1月18日	100.00
1月19日	1月19日	100.00
1月20日	1月20日	100.00
1月21日	1月21日	100.00
1月22日	1月22日	100.00
1月23日	1月23日	100.00
1月24日	1月24日	100.00
1月25日	1月25日	100.00
1月26日	1月26日	100.00
1月27日	1月27日	100.00
1月28日	1月28日	100.00
1月29日	1月29日	100.00
1月30日	1月30日	100.00
1月31日	1月31日	100.00

昭和六十一年七月一日から同年十二月三十一日まで
昭和三十九年七月一日から三十九年十二月三十一日まで

7月～9月	10月～12月	1月～3月
までの期間	の期間	一月以内

昭和六十二年一月一日から同年六月三十日まで
昭和六十二年一月一日から六月三十日までの単位期間終了後七月を経過した日から

期間	期間	月以内
.....		

昭和六十二年七月一日から同年十二月三十一日七月一日から十二月三十一日まで単位期間終了後一月を経過した日から

	までの期間	の期間	月以内
--	-------	-----	-----

昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間中に日本開発昭和六十年六月一日から同年十月三十一日まで六月一日から十月三十一日までの単位期間終了後二十七月を経過した日か

銀行と結ばれた契約	の期間	期間	ら一月以内
-----------	-----	----	-------

[illegible]

附 則（昭和三十六年三月二十八日運輸省令第二二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年九月二十八日運輸省令第五一号）

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年一〇月一日運輸省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年六月二二日運輸省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和三十八年四月一日以前に開始された事業年度に係る財務諸表及び財務諸表附属明細表については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和三十九年八月二九日運輸省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年六月二二日運輸省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月二六日運輸省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月一六日運輸省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月二〇日運輸省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日運輸省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二〇日運輸省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方鉄道軌道整備法施行規則第十四条第四項、第十六条第二項及び第十七条第一項第五号リ（二）の規定並びに第三条の規定による改正後の港湾法施行規則第二十五条第三項及び第二十六条第二号イの規定は、昭和四十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る損益の計算について適用する。

附 則（昭和四九年一〇月一九日運輸省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第七条第三項第五号及び様式第七の規定は、この省令の施行の日以後締結される法第二条の契約に係る船舶の受取についての報告については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年一二月一七日運輸省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一〇月二二日運輸省令第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第十五条第一項第三号の次に一号を加える改正規定（債務保証に係る部分を除く。）及び第二条中海運業の再建整備に関する臨時措置法施行規則第十三条第三項第五号の次に一号を加える改正規定（債務保証に係る部分を除く。）は、昭和五十年十一月一日から施行する。

2 昭和四十九年十月一日以前に開始された事業年度に係る決算計上利益等報告書の提出期限並びに当該事業年度について外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第十五条第二項及び海運業の再建整備に関する臨時措置法施行規則第十三条第一項の規定により提出すべき書類については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年六月二二日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条第一項第三号及び第十一条第二項第六号の規定は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業年度に係る納付金に関する利益の額の計算について適用する。

附 則（昭和五四年六月五日運輸省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和五十年三月三十一日以前に結ばれた外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約による利子補給金の支給に係る単位期間については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年三月二五日運輸省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に改正前の船員法施行規則、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則、救命艇手規則、船員労働安全衛生規則又は小型船等により組む海員の労働時間及び休日に関する省令（以下この条において「船員法施行規則等」という。）の規定により新潟海運局長がした許可、認定その他の処分又は証明その他の行為は、改正後の船員法施行規則等の規定により新潟海運監理部長がした許可、認定その他の処分又は証明その他の行為とみなす。

附 則（昭和五十七年五月二三日運輸省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二九日運輸省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一三日運輸省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年四月一四日運輸省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌海運局長	北海道運輸局長
仙台海運局長	東北運輸局長
新潟海運局長	新潟運輸局長
東京海運局長	関東運輸局長
名古屋海運局長	中部運輸局長
大阪海運局長	近畿運輸局長
広島海運局長	中国運輸局長
高松海運局長	四国運輸局長
福岡海運局長	九州運輸局長

附 則（昭和六〇年四月一〇日運輸省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月八日運輸省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月三一日運輸省令第三二号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則 (昭和六十二年五月二二日運輸省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六十二年二月二三日運輸省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成十一年九月三〇日運輸省令第四一号)
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

様式第一（その一）（第四条関係）

外航船舶建造融資利子補給契約締結申請書

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第四条第五項の規定により、下記船舶の（別添船舶要目書記載）一隻に対する別記金融機関の融資分について、それぞれの金融機関に対し、利子補給金を支給する旨の契約を締結せられることを申請いたします。

記

船名

総トン数

速力（満載航海）

予定しゅん工日

年月日

運輸大臣 殿

名称

印

(A列4番)

様式第一（その二）（第四条関係）

外航船舶建造融資利子補給契約締結申請書内訳

会社名	船名	建造造船所	総トン数	重量トン数	満載航海速力	契約船価	乗出費用	総船価	備考
						()			

番号	金融機関名	借入条件	金利 (年利)	融資状況				対象融資額	支給される利子 補給金の総額	備考
				契約時	起工時	進水時	しゅう 竣工時			
	日本政策投資銀行			()	()	()	()		※	
				()	()	()	()		※	
				()	()	()	()		※	
				()	()	()	()		※	
				()	()	()	()		※	
合計										

(A列4番)

- (注) 1 契約船価欄には、造船契約により定められた建造代価(建造代価が定められていない場合には予定建造代価)を記入する。
2 契約船価欄の括弧内には、第2条第2項ただし書の規定により運輸大臣が認定した額を記入する。
3 融資状況欄には、金融機関の融資確約額を記入する。
4 融資状況欄の括弧内には、融資の予定年月日を記入する。
5 ※印の欄には、記入してはならない。

様式第二（第四条関係）

船 舶 要 目 書				
1	申請者の住所及び電話番号			
2	建造請負者の氏名又は名称及び工場名			
3	用 途			
4	船 型			
5	総トン数			
6	重量トン数			
7	満載航海速力			
8	主機関の種類及び数			
9	連続最大馬力			
10	予 定 航 路			
11	自社運航船、定期傭船、運航委託船等の別 ^{よう}			
12	工 事 行 程			
	契 約	年	月	旬
	起 工	年	月	旬
	進 水	年	月	旬
	しゅん 竣 工	年	月	旬
13	契 約 船 価			
	内 訳	日本政策投資銀行		
		一般金融機関資金		
		自 己 資 金		
14	乗出費用及びスライド			
（注） 契約船価欄には、造船契約により定められた建造代価（建造代価が定められていない場合には予定建造代価）を記入する。				

(A列4番)

様式第三（第四条関係） 契 約 船 価 内 訳 書

船 種						
船 型						
船 級						
要 目	総 ト ン 数					
	重 量 ト ン 数					
	主 要 寸 法					
	主 機					
	罐					
	速 力					
	乗 組 員 数					
	旅 客 定 員					
摘 要			数 量	単 位（ 円 ）	金 額（ 円 ）	
船 体 部	材 料 費	鋼 材				
		そ の 他				
		計				
		甲 板 機 械				
		ぎ 艦 装 整 備 品				
		計				
	工 事 間 接 費					
	小 計					
機 関 部	材 料 費	主 機 機 関 補 機 罐 そ の 他 計				
		工 事 間 接 費				
		小 計				
電 気 部	材 料 費					
	工 事 間 接 費					
	小 計					
各 部 合 計						
直 接 経 費						
製 造 原 価						
一 般 管 理 費						
総 原 価						
利 益						
船 価						
総トン当り船価（円）						
重量トン当り船価（円）						
乗 出 費 用						
総 船 価						

（A列4番）

（注）数量、単位及び金額の欄には、船舶要目書に記載した契約船価の内訳を記入する。

外航船舶建造融資利子補給金計算書

[illegible]

番号()

外航船舶建造融資利子補給契約約款を承認の上、下記の通り外航船舶建造融資利子補給契約を締結したいので申し込みます。

申込者の名称

印

(申込者の住所、事務担当の部課名及び事務担当者の氏名及び電話番号を
附記すること。)

運輸大臣は、と外航船舶建造融資利子補給臨時措置法に基き、
の融資する別表記載の融資のそれぞれについて、下記により

イ 対象融資額は、別表記載の通り

同上合計額

□ 利子補給率

ハ 利子補給金の総額は、別表記載の通り

同上合計額

二 特約条項

昭和 年 月 日

運輸大臣

印

名 称

印

(A列4番)

様式第五（その二）（第五条関係）

外航船舶建造融資利子補給契約内訳

番号	融資の相手方	建造船舶の 名称	貸出条件	金利 (年利)	予定しゅ ん工日	融資状況				対象融資 額	支給される 利子補給金 の総額	備考
						契約時	起工時	進水時	しゅん工時			
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
						()	()	()	()		※	
合計												

(A列4番)

(注) 1 融資状況欄には、対象融資に係る予定融資額を記入する。
2 融資状況欄のかつこ内には、融資の予定年月日を記入する。
3 ※印の欄には、記入してはならない。

融 資 契 約 概 要 書

金融機関名

[illegible]

様式第七（第七条関係）

確定建造船価報告書			
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第二条の規定による契約に係る融資により建造した船舶 丸の建造船価が確定しましたので、同法施行規則第七条第二項第一号の規定により、下記の通り報告いたします。			
年 月 日 運輸大臣 殿		名称	
		印	
区 分	価 格	年 月 日	適 用
当 初 契 約 船 価			
契 約 後 の 事 情 変 更 に よ る 増 減 額	スライドに よるもの		
	仕様の変更 によるもの		
	追加工事に よるもの		
	取止め工事 によるもの		
	その他		
計			
確 定 船 価			

注 1 適用欄には、外航船舶建造融資利子補給契約約款第二条の船価低減額及び低減の理由をそれぞれの区分に応じて記入すること。

注 2 当初契約船価欄には、第四条第六項第二号の船舶要目書に記載した契約船価を記入する。

(A列4番)

様式第八（第七条関係）

乗出費用明細報告書

区 分		金 額	備 考
支払利息	日本政策投資銀行分	(円)	
	一般金融機関分		
	計		
工事監督費			
ぎ装員費			
ぎ装品費			
公租公課			
雑 費			
合 計			

(A列4番)

注 工事監督費欄は、当該船舶の建造に関し技術上の打合及び工事の進捗状況の調査監督等を行う者の旅費、日当等の合計額を記入すること。

様式第九（その一）（第七条関係）

建造資金受払明細報告書
（日本政策投資銀行資金） 船 丸（第 次）

借入 月日	借入額	預 入			支 払					残 高
		金額	預入先	種別	月日	支払額	支払先	方法	使途	
	(円)	(円)				(円)				(円)
計										

(A列4番)

様式第九（その二）（第七条関係）

（一般金融機関資金）												
借入 月日	借入先	借入額	前払金利	船 丸（第 次）			支 払					残高
				金 額	預入先	種別	月日	支払額	支払先	方法	使 途	
		（円）	（円）	（円）				（円）				（円）
計												

（A列4番）

- （注）
- 1 この報告書は、各船別に作成すること。
 - 2 種別欄は、普通、当座、定期等の別を記入すること。
 - 3 方法欄は、現金、小切手又は手形に区分し、小切手又は手形等の有価証券を、振り出した場合にはその証券番号を付記すること。
 - 4 使途欄は、契約船価、追加工事、値増、工事造船所、立替金等の別を記入すること。

様式第十（その一）（第九条関係）

外航船舶建造融資利子補給金請求書

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第九条の規定により、

年

月

日から

年

月

日までの期間における利子補給金について、外航船舶建造融資利子補給契約第

号

に基き、別記外航船舶建造

融資利子補給金請求書内訳により合計金

円

を請求いたします。

年

月

日

運輸大臣

殿

名称

印

(A列4番)

様式第十（その二）（第九条関係）

外航船舶建造融資利子補給金請求書内訳

次船 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで 金融機関名

要 項				計 算 基 礎							
契約番号	融資の相手方	船 名		期間	日数	補給率 %	融資残高増減(千円)			請求額 (円)	備考
							計算上	実際	対象		
		対 象 融 資 (千 円)									
		予 定 し ゆ ん 工 日									
		利子補給金請求額(円)									
		利子補給金支給累計額(円)									
		利子補給金の総額(円)									
契約番号	融資の相手方	船 名									
契約番号	融資の相手方	船 名									
		対 象 融 資 (千 円)									
		予 定 し ゆ ん 工 日									
		利子補給金請求額(円)									
		利子補給金支給累計額(円)									
		利子補給金の総額(円)									

(A列4番)

注 実際の融資残高が第5条の規定により提出した外航船舶建造融資利子補給金計算書に記載された約定融資残高と同じ場合には、計算基礎の欄の記載を省略することができる。

様式第十一（第十三条関係）

償 還 状 況 報 告 書

年 月 日から
年 月 日まで

(金融機関名)		名称				
船名(第 次船)	区 分	償還状況				備考
	償 還 月 日					
	償 還 額					
	対 象 融 資 の 残 高					
	償 還 月 日					
	償 還 額					
	対 象 融 資 の 残 高					
	償 還 月 日					
	償 還 額					
	償 還 月 日					
	償 還 額					
	対 象 融 資 の 残 高					

備考 償還月日の欄には、金融機関が当該償還金額を受け入れた月日を記載すること。

(A列4番)

様式第十二（第十三条関係）

年 月 期決算計上利益等報告書

年 月 日

運輸大臣

殿

住所
会社名
代表者名

印

区 分		額	備考			
当期純利益又は当期純損失						
引当金取崩額又は準備金取崩額						
法人税等引当額						
国庫納付金引当額						
その他の加算額						
確定申告書 及び会社臨時 特別税申告書 の記載額	法人税額					
	会社臨時特別税額					
	道府県民税法人税割額					
	市町村民税法人税割額					
計						
繰越損失額	年 月 期 発生額					
	年 月 期 発生額					
	計					
船舶建造積立金積立額						
引当金繰入額又は準備金積立額						
国庫納付金引当金取崩額						
その他の減算額						
納付金に関する利益の額						
資 本						
対資本利益率		%				
法第9条第1項本文による納付額		13%～	14%～	15%～	18%～	計
期末国庫納付義務残高						
国庫納付金額						
当期利子補給金受給額						
利子補給金不支給額						

- (注) 1 引当金取崩額又は準備金取崩額には、令第4条第1項第6号の規定により当期利益の額に加算される金額の合計額を記入すること。
- 2 その他加算額には、令第4条第2項第4号又は第5号の規定により費用として計上しなかつたものとされる金額の合計額を記入すること。
- 3 引当金繰入額又は準備金積立額には、令第4条第1項第5号の規定により当期利益の額から控除される金額の合計額を記入すること。
- 4 その他減算額には、令第4条第2項第6号の規定により費用として計上したものとされる金額の合計額を記入すること。
- 5 令第4条第2項第7号及び第8号並びに同条第3項の規定に従って計算した場合には、その額を備考欄に記入すること。

様式第十二の二（第十三条関係）

船舶建造積立金報告書
(年 月期積立分)

年 月 日

運輸大臣 殿

住所
会社名
代表者名 印

資 本				
船舶建造積立金積立額				
積立金取崩額				
当期における積立金取崩額				
当期末船舶建造積立金積立額				
自己資金充当額	船名	建造価額	充当額	充当年月日
自己資金充当残額				
当期における国庫納付対象利益加算額				

当期末における積立金充当対象船舶の建造価額の合計額	
当期末における自己資金充当額の累計額	

(注) 1 自己資金充当額欄には、第十二条の二の規定により積立金充当対象船舶の建造に要する自己資金として支出された金額を記載すること。
2 自己資金充当残額欄には、当期末船舶建造積立金積立額から自己資金充当額を控除した額を記載すること。

様式第十三（第十六条関係）

(表)	
6センチメートル 第 号 年 月 日 発行 官 職 氏 名 外 航 船 舶 建 造 融 資 利 子 補 給 臨 時 措 置 法 第 十 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 検 査 員 の 証 年 月 日 限 有 効 運 輸 大 臣 印	6センチメートル 外 航 船 舶 建 造 融 資 利 子 補 給 臨 時 措 置 法 抜 き (監 査 の 実 施) 第 十 四 条 運 輸 大 臣 は、第 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 監 査 を 行 う た め に 必 要 が あ る と 認 め る と き は、当 該 会 社 か ら そ の 業 務 若 し く は 経 理 の 状 況 に 関 す る 報 告 を 徴 し、又 は そ の 職 員 に、当 該 会 社 の 営 業 所 若 し く は 事 務 所 に 立 ち 入 り、業 務 の 状 況 若 し く は 帳 簿、書 類 そ の 他 必 要 な 物 件 を 検 査 さ せ る こ と が で き る。
12センチメートル	

(裏)

2 前 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 を す る 職 員 は、そ の 身 分 を 示 す 証 票 を 携 帯 し、関 係 人 に 呈 示 し な け れ ば な ら ない。	2 (罰 則) 第 十 七 条 第 十 四 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 報 告 を せ ず、若 し く は 虚 偽 の 報 告 を し、又 は 同 項 の 規 定 に よ る 検 査 を 拒 み、妨 げ、若 し く は 忌 避 し た 場 合 に は、そ の 行 為 を し た 会 社 の 代 表 者、代 理 人、使 用 人 そ の 他 の 従 業 者 は、三 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る。 2 会 社 の 代 表 者、代 理 人、使 用 人 そ の 他 の 従 業 者 が、そ の 会 社 の 業 務 に 関 し、前 項 の 違 反 行 為 を し た と き は、そ の 行 為 者 を 罰 す る 外、そ の 会 社 に 対 し て 同 項 の 刑 を 科 す る。
---	--

様式第十四（その一）（第二十条関係）

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第二十条の規定により、
年 月 日から 年 月

日までの期間において交付されることとなる交付金について、別記外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳（その

1）、（その2）及び（その3）により合計 円を請求いたします。

年 月 日

運輸大臣 殿

名称

印

(A列4番)

様式第十四（その二）（第二十条関係）

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳（その1）

次船				猶予実施期間				年		月		日から		年		月		日まで			
要				項				計 算 基 礎										猶予対象 利子 (円)		備考	
契約番号	融資の相手方	船 名		対 象 融 資 (千 円)	予 定 し ゆ ん 工 日	猶 予 対 象 利 子 (円)	利子補給金相当累計額(円)	利子補給金の総額(円)	期間	日数	補給率 %	融資残高増減(千円)			猶予対象 利子 (円)	備考					
												計算上	実際	対象							

注 1. 実際の融資残高が第5条の規定により提出した外航船舶建造融資利子補給金計算書に記載された約定融資残高と同じ場合には、
計算基礎の欄の記載を省略することができる。
2. 本表は、当該猶予対象利子に係る第二回目の交付金請求書提出時から添付することを要しない。

(A列4番)

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その2)

次船 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

法附則第8 項第1号交付 金請求額 (円)	期首猶予 対象利子 残高(円)	償還日	償還額 (円)	期末猶予 対象利子 残高(円)	備考

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

(A列4番)

様式第一四（その四）（第二十條關係）

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳（その3）

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

猶予実施期間	猶予対象利子 計 （円）	期首猶予対象利子 残高計 （円）	日数	利率（％）	法附則第8項第2号交付金 請求額（円）	備考

（A列4番）